



「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」の策定について会見する東副大臣 (10月8日)



「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の会合で挨拶をする和田大臣政務官 (10月21日)

目次

【特集】

- 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによるプレス・リリース「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがより高い国際的な最低自己資本基準を発表」の公表について・・・ 2

【トピックス】

- 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(説明事項に係るグループ指定制度) について・・・ 4
- 欧州委員会による我が国格付会社規制の同等性評価について・・・ 6
- 信用格付業の登録について・・・ 6
- 「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」について・・・ 7
- ファンドに関するモニタリング調査の集計結果について・・・ 8

【お知らせ】・・・ 9

【金融ここが聞きたい!】・・・ 12

【9月の報道発表】・・・ 13

【9月のアクセス数の多いページ】・・・ 15

【特集】

中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによるプレス・リリース「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがより高い国際的な最低自己資本基準を発表」の公表について

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（総裁・長官グループ）は本年9月12日、国際的な最低自己資本基準について具体的な水準と移行期間・経過措置を発表しました。

【1. 背景・経緯】

昨年12月17日、バーゼル委は国際的に活動する銀行に関する一連の規制改革案を市中協議に付しました。これは、昨年4月のG20 ロンドン・サミットにて合意され、その後9月のピッツバーグ・サミットにてあらためて確認された、銀行資本の質と量の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するとともに、流動性の基準を定める国際的なルールの原案と位置づけられるものです。

この原案では、最低所要水準について、①普通株等 Tier1 比率、②Tier1 比率、③総資本比率のそれぞれにつき最低基準を設定することが示されていました。また、新規制への円滑な移行を確保する観点から、段階的实施に向けた措置やグランドファザリング（新規制実施後も、既存の取り扱いを一定期間認めること）を十分に長期にわたり設定するものとされていました。その上で、具体的な水準調整や移行措置は、各国の銀行から収集するデータをもとにした定量的影響度調査（QIS）やマクロ経済への影響評価などを踏まえて検討を行うとされていたところです。

今回のプレス・リリースは、こうした検討を踏まえ、国際的な自己資本比率規制の水準及び移行期間・経過措置についての合意内容を発表したものです。

【2. 総裁・長官グループによる合意（9月12日）のポイント】

最低所要水準については、従来、総資本比率で8%、うち Tier1 比率で4%という規制であったのに対し、総資本比率8%、うち Tier1 比率全体で6%、うち普通株等 Tier1 比率で4.5%となりました（図表1参照）。また、新規制の下では、普通株等 Tier1 により厳格な規制上の調整（控除項目等）が適用されること、Tier1 や Tier2 の算入要件が強化されることにも留意が必要です。

また、銀行は将来のストレス期において損失の吸収に使用できるよう、2.5%の資本保全バッファを保有することが求められ、これを合わせると普通株等 Tier1 の所要水準は7%となります。銀行は、ストレス期には資本保全バッファを取り崩すことが許されますが、規制自己資本比率が最低所要比率に近づくほど、社外流出に対する制限が厳格になります。この他、過度に信用が拡大した結果リスクがシステム全体に広く積み上がっている時には、各国の状況に応じて0%～2.5%の範囲でカウンターシクリカルな資本バッファが実施されます。

普通株等 Tier1 比率、Tier1 比率の最低所要水準の引上げについては、2013年1月から2015年1月まで2年をかけて段階的に実施されます。具体的には、普通株等 Tier1 の最低基準は、3.5%（2013年）、4.0%（2014年）、4.5%（2015年）と0.5%ずつ引き上げられます。また、Tier1 比率については、4.5%（2013年）、5.5%（2014年）、6.0%（2015年）と段階的に引き上げられます（図表2参照）。なお、総資本比率の最低基準は、現行の8%の水準にとどまっており、段階的实施の形はとられません。

一方、資本保全バッファーについては 2016 年から段階的に導入され、2019 年に完全実施されることとなります。具体的には、2016 年に 0.625%として始まり、以後毎年 0.625%ずつ引き上げられ 2019 年に 2.5%という最終水準に到達します。

新たな規制上の調整（控除項目等）の段階的实施は、2018 年 1 月に普通株等 Tier1 からの全額控除が実施されるまで、2013 年の新規制開始時点から数え 5 年かけて行われます。具体的には、普通株等 Tier1 からの所要控除額について、新規制開始初年となる 2013 年に控除の必要はなく、それ以降、2014 年に所要控除額の 20%、2015 年に 40%、2016 年に 60%、2017 年に 80%、2018 年に 100%という形で完全実施に至ることになります。

グランドファザリングについては、まず公的セクターから注入された既存の資本は、2018 年 1 月まで、新たな算入要件に照らした規制上の資本の分類（普通株等 Tier1、その他 Tier1、Tier2）に服することなく従前の分類を維持できます。また、新たな規制の下で、その他 Tier1 や Tier2 資本としての要件を満たさなくなる資本商品は、新規制の開始初年となる 2013 年から 10 年間は定められた上限の範囲内で従前の分類どおり算入することが認められます。

【3. 今後の予定】

今後は、こうした規制改革の内容が本年 11 月の G20 ソウル・サミットに報告されます。また、バーゼル委では引続き規制改革案の詳細について議論を行い、本年末までには最終的な規制改革パッケージが公表される予定です。

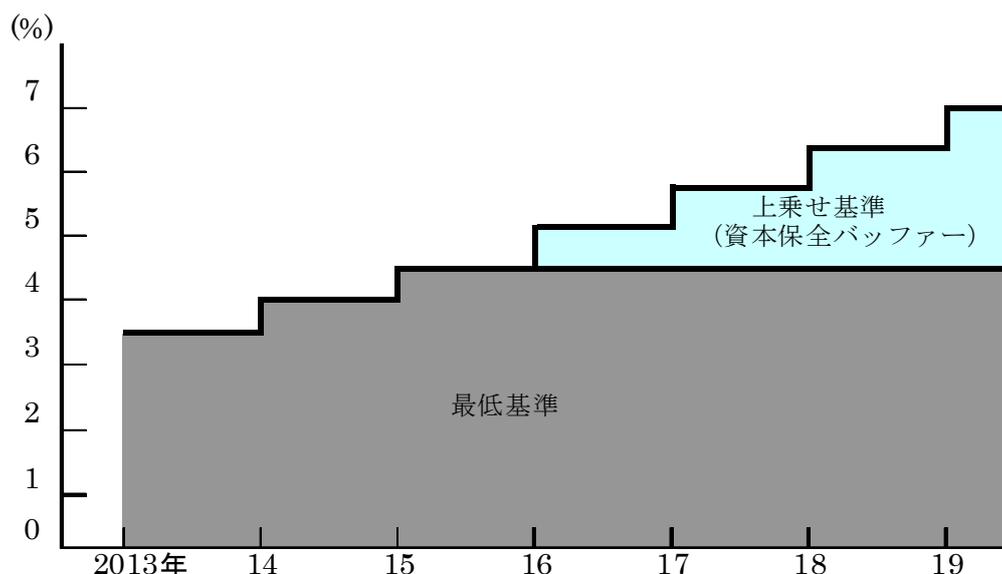
※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「国際関連情報」から[中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによるプレス・リリース「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがより高い国際的な最低自己資本基準を公表」の公表について（9月13日）](#)にアクセスしてください。

(図表 1) 自己資本枠組みの水準調整

所要自己資本及びバッファー(%)			
	普通株等 Tier1 (控除後)	Tier 1 資本	総資本
最低水準	4.5	6.0	8.0
資本保全バッファー	2.5		
最低水準+資本保全バッファー	7.0	8.5	10.5
カウンターシクリカルな資本バッファーの範囲*	0-2.5		

*普通株等 Tier1 又はその他の完全に損失吸収力のある資本

(図表2) 狭義の中核的自己資本比率(普通株等Tier1比率) 導入のイメージ



【トピックス】

「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」(説明事項に係るグループ指定制度) について

平成 21 年 6 月 24 日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」および同年 12 月 28 日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」により、格付会社に関する規制の整備が図られました。

この規制の枠組みの下では、登録を受けた格付会社(信用格付業者)に対する規制とともに、金融商品取引業者等が、信用格付業者以外の信用格付業を行う者(無登録業者)の付与した信用格付(無登録格付)を利用する場合の説明義務が定められています(平成 22 年 10 月 1 日施行)。この説明義務の説明事項としては、①無登録である旨、②登録の意義、③無登録業者の名称・代表者・所在地、④格付付与の方針・方法の概要、⑤格付の前提・意義・限界を規定(金融商品取引法第 38 条第 3 号、金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の 3)が定められています。

信用格付業においては、複数の法人が「グループ」を構成し、グループ共通の格付方法を用いて格付を付与する例がみられます。「同一グループ」のうち金融商品取引法第 66 条の 27 に基づく登録を行った信用格付業者があったとしても、当該「同一グループ」に属する信用格付業者以外の法人は無登録業者となります。

こうした中、投資者保護を図るとともに金融商品取引業者等の実務の円滑化のための措置を講じるため、今般、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正し、「説明事項に係るグループ指定制度」を創設することとしました。具体的には、同一グループ内に登録業者が存在する場合、当該グループに属する無登録業者のうち、

- (i) 情報の公表状況等が登録業者と同じ水準であること
- (ii) 「グループ共通の格付方法等」を採用していること
- (iii) 登録業者を通じて「グループ共通の格付方法等」を公表していること

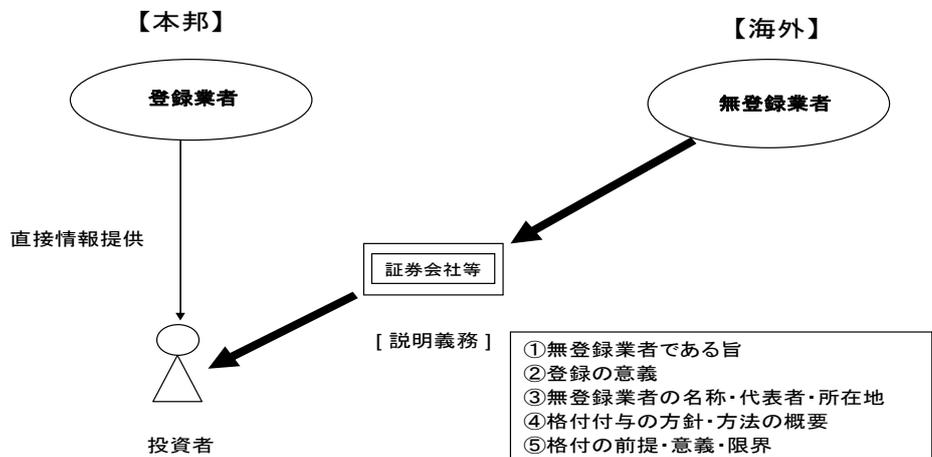
等を満たす法人を金融庁長官が指定した場合には、当該法人の付与する格付に係る上記説明事項のうち、③を「グループ名称・グループ内登録業者の名称／登録番号」、④を「格付付与の方針・方法の概要」又は「格付付与の方針・方法の概要を登録業者から入手する方法」としました。本制度は、平成 23 年 1 月 1 日より開始する予定です。

また、本制度を実施するまでの経過措置として、平成 22 年 12 月末までの間、無登録格付に係る説明事項のうち、③を「グループ名称」、④を「格付付与の方針・方法の概要」又は「格付付与の方針・方法の概要を無登録業者グループから入手する方法」とします。

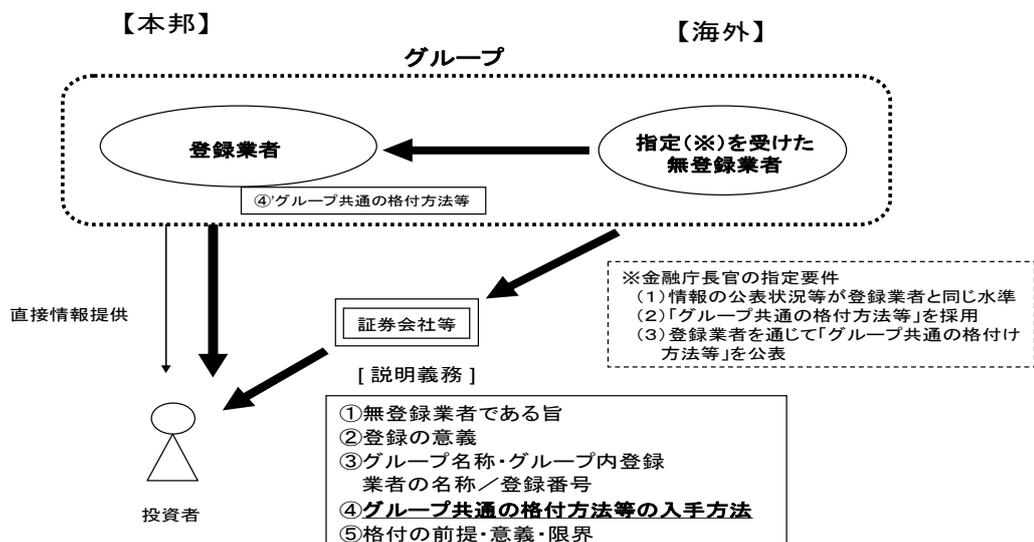
※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に対するパブリックコメントの結果等について（9月8日）](#)にアクセスして下さい。

府令改正①：同一グループ内の無登録業者の説明義務について

【現行制度「同一グループ」との枠組みなし】



【改正案（「同一グループ」の枠組みを設ける）】



欧州委員会による我が国格付会社規制の同等性評価について

格付会社に関する欧州議会及び理事会規則（2009年11月公布）では、格付会社は、規制目的で利用される格付を発行するためには、登録を受けなければならないとされ、欧州連合（EU）域内で設立された法人であること等が登録の要件とされています。

EU域外の格付会社の格付については、①EU域内のグループ会社（本規則により登録された格付会社）により承認を受けた場合、②EU加盟国より個別に格付利用を認めるための証明を受けた場合のいずれかの場合に限り、EU域内における規制目的での利用が可能とされています。

従って、EU域内に拠点のない我が国の格付会社の格付について、引き続きEU域内における規制目的での利用が可能となるためには、上記②の証明が必要となります。

上記②の証明の要件として、(i) EU域外の格付会社が母国当局において登録・監督され、欧州委員会（EC）により当該母国の法律・監督上の枠組みが本規則と同等と評価されていること（同等性評価）、(ii) 欧州監督当局と第三国当局との間で協力の取極めが存在すること等が定められています。

上記(i)については、ECによる同等性評価に先立ち、ECが欧州証券規制当局委員会（CESR）に対して技術的助言を求め、これを受け、2010年6月9日、CESRより格付会社に対する我が国の規制・監督の枠組みは、概ね欧州規制の枠組みと同等であるとECへ提言する、我が国の格付会社規制の同等性に関する技術的助言に係る報告書が公表されました。

これを受け、ECは、2010年9月28日、格付会社に対する我が国の規制・監督の枠組みを欧州規制と同等とする決定を行いました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[欧州委員会による我が国格付会社規制の同等性評価の決定について（9月30日）](#)にアクセスして下さい。

信用格付業の登録について

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成21年法律第58号）の施行（平成22年4月1日）により、信用格付業者制度が創設されました。同法の施行後、信用格付業の登録の申請を受け付けておりましたが、9月30日付けで下記5法人に対して、信用格付業について登録を行いました。

今後、登録を受けた信用格付業者について、登録を行った都度、[「免許・許可・登録等を受けている業者一覧」](#)に掲載することとします。

- ・ 株式会社日本格付研究所（金融庁長官（格付）第1号）
- ・ ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）
- ・ ムーディーズS Fジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第3号）
- ・ スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第5号）
- ・ 株式会社格付投資情報センター（金融庁長官（格付）第6号）

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「信用格付業の登録について」（9月30日）](#)にアクセスして下さい。

「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」について

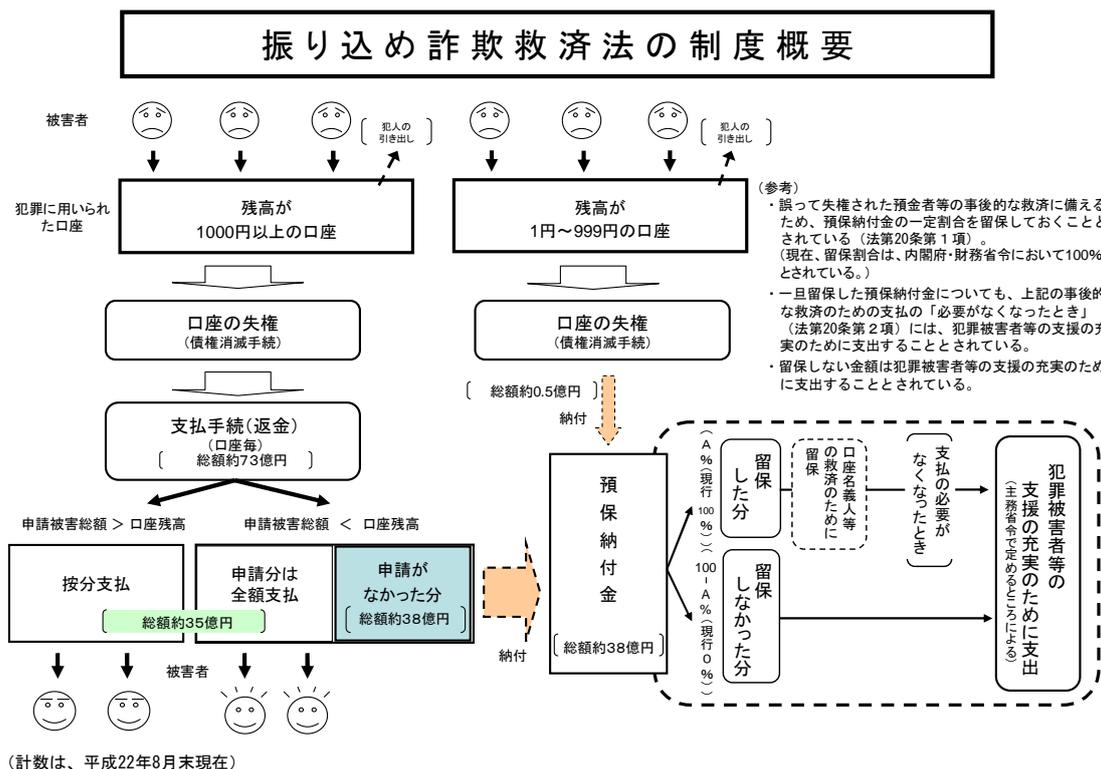
振り込め詐欺救済法に定める預保納付金の取扱い等について検討するため、平成 22 年 9 月 9 日、「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」を設置しました。同 P T においては、「預保納付金の具体的使途」や「金融機関における被害者に対する返金率の向上」を主な検討課題として掲げています。検討に当たっては、有識者、犯罪被害者支援団体、金融機関等からヒアリングを行うこととしており、10 月 21 日、第 1 回ヒアリングを実施しました。

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺やヤミ金融等の被害者への返金手続等について規定している法律です。金融機関は、犯罪に利用された口座を失権させ、その残高から被害者に対して返金を行います。被害者への返金手続が終了してもなお残金がある場合は、金融機関から預金保険機構に納付されることとなっています。この預保納付金は、法律上「犯罪被害者等の支援の充実のため」に支出すると規定されているため、その具体的使途について検討する必要があります。

また、20 年 6 月の本法施行以降、本年 8 月末の時点で、金融機関が失権させた預金等債権額の累計は約 73 億円であり、このうち、被害者に対する返金額の累計は約 35 億円となっています。したがって、被害者への返金率は約 47%にとどまっています。返金に当たっては、被害者が返金申請を行うことが必要ですが、そのためには、金融機関から被害者と思われる方々への連絡が重要であるほか、本法の対象が振り込め詐欺に加え、ヤミ金融や未公開株詐欺等の振込みを伴う財産犯も含まれることなど、返金制度の周知も重要です。

金融庁といたしましては、今後、預保納付金の取扱いや返金率の向上について検討していかなければならないと考えております。皆様におかれましても、プロジェクトチームで議論となったことなどについてご意見がございましたら、ぜひ我々にお寄せください。

※ 詳しくは、金融庁のウェブサイトの「[振り込め詐欺（恐喝）事件にご注意！](#)」から「[振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム（9 月 9 日）](#)」にアクセスしてください。



ファンドに関するモニタリング調査の集計結果について

金融庁では、ファンド（集団投資スキーム、投資信託及び投資法人をいう。）に関する販売（新規の募集、私募、募集の取扱い及び私募の取扱いをいう。）・運用の実態を把握するため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、本年より調査を実施しています。

今般、調査結果の概要を取りまとめ、公表しました。

【調査結果のポイント】

○ 調査対象ファンドの販売（新規募集）状況（平成21年4月～同22年3月）

	販売本数 (本)	販売金額 (億円)	うちヘッジファンド	
			販売本数 (本)	販売金額 (億円)
集団投資スキーム	2,285	12,244	65	253
国内投資信託	16,177	656,761	10	41
国内投資法人	9	350	—	—
外国投資信託・ 外国投資法人	912	44,142	69	2,651
合計	19,383	713,497	144	2,945

※販売本数については、複数の販売業者が一のファンドを販売している場合があるため、実際の本数とは異なります。

○ 調査対象ファンドの運用状況（平成22年3月末時点）

	運用本数 (本)	運用財産額 (億円)	うちヘッジファンド	
			運用本数 (本)	運用財産額 (億円)
集団投資スキーム	5,189	235,713	91	362
国内投資信託	8,253	1,522,882	193	8,774
国内投資法人	50	84,279	—	—
外国投資信託・ 外国投資法人	599	244,053	73	23,935
合計	14,091	2,086,927	357	33,071

※外国投資信託・外国投資法人の運用状況については、当該ファンドの代行協会員（設置されていない場合は販売業者）が回答しています。

※ファンドの商品分類については、自己申告としているため、販売業者及び運用業者によって認識が異なり、同一ファンドであっても異なる分類を回答している場合があります。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[ファンドモニタリング調査の集計結果について（9月30日）](#)にアクセスしてください。

【お知らせ】

○ 「e-Gov 電子申請システム」 ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」(<http://shinsei.e-gov.go.jp/menu/>)の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については

「[申請・届出などの手続案内](#)」(<http://www.fsa.go.jp/common/shinsei/index.html>)の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

○ 「e-Gov 電子申請システム」 利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。

(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは[e-Gov トップページ](#)の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ 貸金デスクの開設について

平成18年12月、多重債務問題の解決を図ることを目的として、「上限金利の引下げ」や「借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐ総量規制の導入」などを内容とする改正貸金業法が全会一致で成立しました。

同法は、三年半の期間をかけて段階的に施行されてきましたが、本年6月18日に完全施行されました。

本年6月22日には、完全施行後、改正貸金業法を円滑に施行し、必要に応じ、速やかに適切な対応を検討していくため、「改正貸金業法フォローアップチーム」が設置されました。

この「フォローアップチーム」では、「改正貸金業法に係る制度の周知徹底」の施策を進める上での第1の柱としており、本年6月末までとしていた「あなたは大丈夫？キャンペーン」を本年8月末まで延長・拡大するなど、制度の周知に努めています。

金融庁では、これらの取組みの一環として、7月23日に、改正貸金業法に関する相談等の受付窓口として、『貸金相談デスク』を開設することとしました。『貸金相談デスク』においては、

- ・ 貸金業法の改正により金利が下がったが、6月18日以前に契約した借入にも適用されるのか
- ・ 年収証明書の提出を求められたが、提出しないと今後貸してもらえなくなるのか

といった、改正貸金業法に係る問い合わせや、貸金業者からの借入についての相談を受け付けています。

質問、相談等ございましたら、是非一度、貸金相談デスク（以下）へお問い合わせ下さい。

金融庁としては、今後とも、関係機関等とも連携しながら、相談の充実・強化を図るとともに、制度の周知徹底と実態把握に努めていきます。

名称 : 「貸金相談デスク」
開設日 : 平成 22 年 7 月 26 日
開設期間 : 平成 22 年 12 月 28 日まで
受付時間 : 平日 10 : 00 ~ 18 : 00
電話番号 : 0570-001127

※IP 電話・PHS からは 03-3506-7229 におかけください。

受付内容 : 改正貸金業法に関する相談等

※詳しくは、金融庁のウェブサイトの「報道発表資料」から [「貸金相談デスクの開設について」\(平成 22 年 7 月 23 日\)](#) にアクセスして下さい

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に
関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日 10 : 00 ~ 16 : 00）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP 電話・PHS からは、03-5251-6811 におかけください。
FAX : 03-3506-6699

詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意ください!](#) (金融庁ウェブサイト)
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#) (金融庁ウェブサイト)

○ 皆様からの情報提供が市場を守ります!

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けており、平成21年度には、7,118件と多数の情報をお寄せいただきました。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦 (見せ玉や空売りによるものなど)
 - ・ インサイダー取引 (会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど)
 - ・ 風説の流布 (ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など)
 - ・ 疑わしいディスクロージャー (有価証券報告書や適時開示など)
 - ・ 疑わしいファイナンス (架空増資や疑わしい割当先など)
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引 (FX) 業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為 (リスク説明の不足、システム上の問題など)
 - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題 (リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など)
- ・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド (投資詐欺的な資金集めなど)、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者 (いわゆる仕手グループなど)に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています (個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください)。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。

さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：今日、大証の新興市場と、元店頭市場の JASDAQ が統合して新しい新興市場ができるのですけれども、相場の不安定な折、かつ東証のマザーズとの兼ね合いもあって、色々難しいこともあるのではないかと思います。どのようにお考えでしょうか。

A. 本日(10月12日)でございますが、大阪証券取引所のヘラクレス、JASDAQ 及びNEOと統合して新しい JASDAQ 市場を開設したということは承知しておりまして（中略）一般論として申し上げれば、各取引所において発行企業あるいは投資家、証券会社等の市場参加者のニーズを反映した市場を構築・運営していくことは望ましいことだというふうに考えておりまして、こうした取り組みを通じて消費者保護を確保しつつ、企業の資金調達の間としての役割をより一層発揮していただくことを期待いたしております。

【平成22年10月12日（火）閣議後記者会見】

Q：新成長戦略に盛り込まれた総合取引所について、今月中に省庁横断的な検討会を設けるといふことなのですが、かつてそういった構想があったときに実現しなかった経緯もあると思うのですが、総合取引所の創設に向けた課題について大臣はどのように認識されていますか。

A. 総合取引所（証券・金融・商品）を創設する制度につきましては、証券と金融（の所管）については金融庁でございますが、商品については農林省・経産省であり、それぞれに農業政策・産業政策の中でやっていますし、これは典型的な業際間といいますか、各省の縄張り争いの問題でございますが、今度のアクションプランで総合的な取引所を作るといふことが内閣で決定されています。

ですから、先般も農林水産大臣、それから経済産業大臣とも話をしまして、政治主導で、副大臣、大臣政務官クラスで打ち合わせをして会合をやるということをして3大臣内で取り決めをしました。よくお分かりのように原油とか非鉄は経済産業省ですし、小豆とか、農産物は農林水産省であり、それぞれに関係業界にも非常に根強いところがございますから、これは政治主導できちっとやらねばならないということで、3大臣で話をしました。現在、副大臣・政務官クラスで話し合いをやるということで強い決意を示したいと思っております。

【平成22年10月15日（金）閣議後大臣会見】

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセス FSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの [「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○ 公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの [「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は [Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。



【9月の報道発表】

9月3日	アクセス	国際連合安全保障理事会決議第1929号の履行に付随する措置について
8日	アクセス	「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果等について

	アクセス	「第5回コーポレート・ガバナンス連絡会議」の開催について
9日	アクセス	「振り込め詐欺救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム」の設置について
10日	アクセス	株式会社外為どっとコムに対する行政処分について
	アクセス	株式会社第二日本承継銀行が日本振興銀行株式会社の事業の譲受け等を行うべき旨の決定について
	アクセス	金融担当大臣談話－日本振興銀行株式会社について
	アクセス	日本振興銀行株式会社に対する行政処分について
13日	アクセス	デリバティブ取引に対する不招請勧誘規制等のあり方について
	アクセス	中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループによるプレス・リリース「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがより高い国際的な最低自己資本基準を発表」の公表について
14日	アクセス	「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」の公表について
15日	アクセス	紛争解決等業務を行う者の指定について
16日	アクセス	東海東京証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	株式会社トラフィックに対する行政処分について
17日	アクセス	資金清算業の免許について
	アクセス	株式会社外為どっとコムに対する行政処分について
21日	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」に対するパブリックコメントの結果について
22日	アクセス	ライフケアバンク株式会社に対する行政処分について
	アクセス	ソーシャル・イノベーション株式会社に対する行政処分について
	アクセス	ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結交渉者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（2）
	アクセス	ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（2）
	アクセス	ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（1）
	アクセス	ジェイオーグループホールディングス株式会社との契約締結交渉者による内部者取引に対する課徴金納付命令の決定について（1）
	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」に対するパブリックコメントの結果等について
24日	アクセス	結城信用金庫に対する行政処分について
27日	アクセス	損害保険会社の合併について
	アクセス	公認会計士の懲戒処分について
	アクセス	公認会計士の懲戒処分について
	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正について
	アクセス	バーゼルⅡ第1の柱に関する告示の一部の改正について
	アクセス	「前払式支払手段に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（案）」及び「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について
28日	アクセス	第18回政策評価に関する有識者会議議事要旨（22年8月25日）
29日	アクセス	ライツ信託株式会社に対する行政処分について
30日	アクセス	信用格付業の登録について
	アクセス	欧州委員会による我が国格付会社規制の同等性評価の決定について

アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について
アクセス	我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
アクセス	ファンドモニタリング調査の集計結果について
アクセス	「金融庁の1年（平成21事務年度版）」について
アクセス	貸金業関係統計資料集の更新について
アクセス	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について
アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【9月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは9月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。

なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの [アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#) にアクセスしてください。

- 金融庁が検査実施中の金融機関
http://www.fsa.go.jp/receipt/k_jyohou/fsa.html
- 日本振興銀行株式会社に対する行政処分について
<http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20100910-4.html>
- 金融担当大臣談話 ―日本振興銀行株式会社について―
<http://www.fsa.go.jp/common/conference/danwa/20100910-1.html>
- 免許・許可・登録等を受けている業者一覧
<http://www.fsa.go.jp/menkyo/menkyo.html>
- 中小企業等に対する金融円滑化対策について
<http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu.html>
- 無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について
<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>
- 貸金業法のキホン
<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/kihon.html>
- 紛争解決等業務を行う者の指定について
<http://www.fsa.go.jp/news/22/20100915-1.html>
- 「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」に対するパブリックコメントの結果等について
<http://www.fsa.go.jp/news/22/sonota/20100908-1.html>
- 株式会社第二日本承継銀行が日本振興銀行株式会社の事業の譲受け等を行うべき旨の決定について
<http://www.fsa.go.jp/news/22/ginkou/20100910-5.html>